

市第 159 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日提出

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 149 条の 5」を「第 149 条の 6」に改める。

第 2 条第 6 号中「、指定通所支援基準条例第 62 条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 26 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 27 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びそ

の同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項の指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加える。

第31条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第4項中「により都道府県知事」を「により市長」に改める。

第46条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9

項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「会議（）」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第 61 条に次の 1 項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 80 条第 1 項第 2 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 87 条の 2 第 1 項中「に規定する」を「第 27 条第 2 項の」に改める。

第 95 条中「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改める。

第 95 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「第 149 条の 4」を「第 149 条の 5」に改める。

第 95 条の 6 中「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改める。

第 106 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 120 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 121 条第 2 項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第 123 条中「第 30 条」の次に「、第 31 条第 4 項」を加える。

第 143 条第 1 項第 1 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 149 条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 10 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 149 条の 5 中「第 149 条の 5」を「第 149 条の 6」に改め、「第 59 条第 1 項」の次に「及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）」を加え、「、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と」を削り、第 9 章第 4 節の 2 中同条を第 149 条の 6 とし、第 149 条の 4 を第 149 条の 5 とし、第 149 条の 3 の次に次の 1

条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第 149 条の 4 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス基準条例第 124 条第 1 項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。第 150 条第 1 号において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準条例第 124 条第 1 項の指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下この章において同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項の介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第 29 項の介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に当該指定通所リハビリテーション事業所を利用する者用に確保されている食堂(指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準条例第 123 条の指定通所リハビリテーションをいう。以下この章において同じ。)に供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第 150 条第 2 号において同じ。)を指定通所リハビリテーションを利用する者の数と共生型自立訓練(機能訓練)を利用する者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リ

ハビリテーションを利用する者の数を指定通所リハビリテーションを利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 150 条中「基準該当障害福祉サービス（」の次に「第 150 条の 3 の病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第 1 号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第 2 号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第 3 号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第 150 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第 150 条の 3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されて

いないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及びア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。
 - ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。
 - イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- (3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓

練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 159 条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 10 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 159 条の 5 中「第 59 条第 1 項」の次に「及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）」を加え、「、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と」を削る。

第 172 条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 10 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 185 条中「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改める。

第 189 条第 4 項中「神奈川県及び」を削る。

第 190 条中「第 147 条」の次に「、第 180 条第 6 項」を加え、「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改め、「特例訓練等給付費」と」の次に「、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項の工賃」とあるのは「第 189 条第 1 項の工賃」と」を加える。

第 194 条中「第 147 条」の次に「、第 180 条第 6 項」を加え、「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改め、「「第 2 項及び第 3 項」と」の次に「、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項の工賃」とあるのは「第 193 条第 1 項の工賃」と」を加える。

第 194 条の 6 に次の 1 項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の

自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 194 条の 7 中「過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「であつて、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第 194 条の 12 中「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第 10 項」に改める。

第 194 条の 14 第 1 項第 2 号中「利用者の数の」を「場合の」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が 60 人以下 1 人以上

(イ) 利用者の数が 61 人以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 60 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が 30 人以下 1 人以上

(イ) 利用者の数が 31 人以上 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

第 194 条の 14 中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項の指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号の指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項の相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項の指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号の指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の

次に「、又はテレビ電話装置等を活用して、」を加える。

第 194 条の 20 中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 10 項」を「同条第 11 項」に、「第 194 条の 6 中」を「第 194 条の 6 第 1 項中」に改める。

第 195 条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第 198 条の 2 第 3 項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第 198 条の 5 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 198 条の 6 に次の 1 項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 198 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(地域との連携等)

第 198 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 200 条の 14 において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第 200 条の 4 に次の 2 項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114 号）第 6 条第 17 項の第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項の新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項の指定感染症又は同条第 9 項の新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第 200 条の 5 中「、第76条」を削り、「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第10項」に改める。

第 200 条の 6 中「行われる」の次に「相談、」を加え、「、食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第 200 条の 7 中「、食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第 200 条の14の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施

状況及び第 2 項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条に第 1 項から第 5 項までとして次の 5 項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第 2 項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第 201 条中「、第 76 条」を削り、「及び第 9 項」を「、第 4 項

及び第10項」に、「同条第2項中「共同生活援助計画」を「同条第3項中「共同生活援助計画」に改める。

第201条の2中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の12中「、第76条」を削り、「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に、「同条第2項中「共同生活援助計画」を「同条第3項中「共同生活援助計画」に改める。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第206条第1項中「第149条の5」を「第149条の6」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中

「 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160

条—第 161 条) 」

を

「 第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第 160 条—第 161 条)

第10章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針 (第 161 条の 2)

第 2 節 人員に関する基準 (第 161 条の 3 ・ 第 161 条の 4)

第 3 節 設備に関する基準 (第 161 条の 5)

第 4 節 運営に関する基準 (第 161 条の 6—第 161 条の 9) 」

に改める。

第 3 条第 1 項中「及び第 9 章」を「、第 9 章、第 10 章及び第 11 章」に改める。

第 27 条第 2 項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。第 171 条の 2 において同じ」を加える。

第 10 章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針

第 161 条の 2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス (以下この章において「指定就労選択支援」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整

理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 161 条の 3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この条において「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 161 条の 4 第 52 条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第 161 条の 5 第 83 条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

(実施主体)

第 161 条の 6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第 161 条の 7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第 161 条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第 161 条の 9 第 10 条から第 21 条まで、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条 (第 2 項第 1 号を除く。)、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただ

し書中「次条第 1 項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「次条第 1 項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第 77 条第 2 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 161 条の 9」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。））」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。））」と読み替えるものとする。

第 171 条の次に次の 1 条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第 171 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する

る情報提供を行うものとする。

第 185 条中「第 171 条」を「第 171 条の 2」に改める。

第 190 条及び第 194 条中「第 147 条」の次に「、第 171 条の 2」を加える。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(イ)及びウ並びに同項第 2 号ア(ア)及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

。

第 26 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 27 条第 2 項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第 28 条の 3 第 1 項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第 27 条第 10 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第 6 項

とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の 1 項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の 2 条を加える。

(地域との連携等)

第28条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議

の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第 28 条の 3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第 27 条第 6 項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第33条第4項中「神奈川県及び」を削る。

第51条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条第4項中「より都道府県知事」を「より市長」に改める。

。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

附則第2項第1号ただし書中「又は作業療法士」を「、作業療

法士又は言語聴覚士」に改める。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、医療型児童発達支援（同条第 3 項の医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第16条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第 2 項中「以下」の次に「この条において」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第 9 項を第10項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第 2 項の指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第 2 項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項

を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「会議（）」の次に「利用者及び当該」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の 1 項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第 1 項第 3 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「及び第 9 項」を「、第 4 項及び第10項」に改める。

第52条第 1 項第 2 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第 1 項中「第63条第 1 項」を「第61条の 2」に改める。

第55条及び第60条中「第 4 項から第 7 項まで」を「第 5 項から第 8 項まで」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「同条第 10 項」を「同条第11項」に改める。

第61条の次に次の 1 条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「」を削り、「」という。）に置く」を「に置く」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「第4項から第7項まで」を「第5項から第8項まで」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改める。

第84条及び第87条中「及び第9項」を「、第4項及び第10項」に改める。

第88条第1項中「、指定通所支援基準条例第62条の指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第5条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」

を

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」

第5章の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）」
に改める。

第 3 条第 1 項中「から」の次に「第 5 章まで及び第 6 章から」を加える。

第 17 条第 8 項中「指定計画相談支援をいう」の次に「。第 68 条の 2 において同じ」を、「行う者」の次に「（第 60 条の 6 において「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 就労選択支援

（基本方針）

第 60 条の 2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第 60 条の 3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第 60 条の 4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人
 - (2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。第 4 項において同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上
- 2 前項第 2 号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 4 就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第 60 条の 5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第 60 条の 6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この章

において「アセスメント」という。)を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域

における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 11 条第 1 項第 2 号ア(イ)及びウ並びに同項第 3 号ア(ア)及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 18 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第 19 条第 2 項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定

の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の次に「利用者及び当該」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定す

ることに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指

定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附則第3項第2号ただし書中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下この項において「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第198条の7(新指定障害福祉サービス基準条例

第 201 条の12において準用する場合を含む。以下同じ。) 及び第 200 条の14、第 3 条の規定による改正後の横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (以下「新指定障害者支援施設等基準条例」という。) 第28条の 2 並びに第 6 条の規定による改正後の横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新障害者支援施設基準条例」という。)

第20条の 2 の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第 198 条の 7 第 2 項及び第 3 項並びに第 200 条の14第 2 項及び第 3 項、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに新障害者支援施設基準条例第20条の 2 第 2 項及び第 3 項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第 198 条の 7 第 4 項及び第 200 条の14第 4 項、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の 2 第 4 項並びに新障害者支援施設基準条例第20条の 2 第 4 項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和 8 年 3 月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の 3 及び新障害者支援施設基準条例第20条の 3 の規定の適用については、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の 3 第 1 項及び新障害者支援施設基準条例第20条の 3 第 1 項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、新指定障害者支援施設等基準条例第28条の 3 第 2 項及び新障害者支援施設基準条例第20条の 3 第 2 項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

第 1 条 関係

目次

（第 1 章から第 8 章まで省略）

第 9 章 自立訓練（機能訓練）

（第 1 節から第 4 節まで省略）

第 4 節の 2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第 149 条の 2 第 149 条の 6
第 149 条の 5）

（第 5 節、第 10 章から第 17 章まで及び附則省略）

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 多機能型 第 79 条の指定生活介護の事業、第 142 条の指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 152 条の指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 162 条の指定就労移行支援の事業、第 173 条の指定就労継続支援 A 型の事業及び第 186 条の指定就労継続支援 B 型の事業並びに横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条の指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第 62 条
の指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第

72 条の指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準
条例第 81 条の 2 の指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指
定通所支援基準条例第 82 条の指定保育所等訪問支援の事業の
うち 2 以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条
例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第 7 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専ら
その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。た
だし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指
定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあ
る他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものと
する。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第 26 条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の
方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第 1 号省略）

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常
生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決
定の支援に配慮すること。

(3) （本文省略）
(2)

(4) （本文省略）
(3)

(5) （本文省略）
(4)

（居宅介護計画の作成）

第 27 条 （第 1 項省略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は

、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項の指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に交付しなければならない。

（第3項及び第4項省略）

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第31条（第1項から第3項まで省略）

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（苦情解決）

第40条（第1項から第3項まで省略）

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により市長により都道府県知事が行う報告若しくは当該指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（第5項から第7項まで省略）

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第51条 (第1項から第6項まで省略)

- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項の指定障害児入所施設をいう。第53条第3項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同法第24条の2第1項の指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、指定療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援

医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第 1 項から第 6 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第 59 条 (第 1 項省略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(療養介護計画の作成等)

第 60 条 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議 (利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

$\frac{7}{6}$ サービス管理責任者は、第 5 項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

$\frac{8}{7}$ サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

$\frac{10}{9}$ (本文省略)

$\frac{11}{10}$ 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第 61 条 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第 80 条 指定生活介護の事業を行う者 (以下この章において「指

定生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「指定生活介護事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 看護職員 (保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第 9 章、第 10 章及び附則第 2 項において同じ。)

、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
又は作業療法士

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び
又は作業療法士

生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分 (省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)から(ウ)まで及びイ省略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者
又は作業療法士

に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

(エ、第 3 号、第 2 項及び第 3 項省略)

4 第 1 項第 2 号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確
又は作業療法士

保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(第 5 項から第 7 項まで省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項の障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(第2項省略)

(準用)

第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条及び第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるも

のとする。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第 95 条の 5 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス等基準条例」という。）第 45 条第 1 項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 45 条第 1 項の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小

規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項若しくは第 181 条第 1 項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 45 条第 1 項の登録者をいう。以下同じ。)の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第 149 条の 2 の共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第 159 条の 2 の共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第 55 条の 2 の共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第 78 条の 2 の共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第 149 条の 5及び第 159 条の 4 において同じ。)を 29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 7 項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 8 項のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 45 条第 7 項のサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「サテライト型指

定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第44条の指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項若しくは第181条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の5及び第159条の4において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

(表及び第3号から第5号まで省略)

(準用)

第95条の6 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第79条、第81条及び前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第95条の6において準用する第91条」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第95条の6において準用する第84条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共生型生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の6において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第95条の6において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条の6」と読み替えるものとする。

（指定短期入所の取扱方針）

第106条 （第1項省略）

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3
2 （本文省略）

4
3 （本文省略）

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第 120 条 (第 1 項省略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第 121 条 (第 1 項省略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

(第 3 項及び第 4 項省略)

(準用)

第 123 条 第 10 条から第 22 条まで、第 24 条、第 29 条、第 30 条、~~第 31 条第 4 項~~、第 34 条(第 1 項及び第 2 項を除く。)から第 43 条まで及び第 68 条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 122 条」と、第 36 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 122 条の運営規程」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 143 条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下この章において「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が

当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

（イ省略）

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに 1 人以上とする。

（エ、第 2 号、第 2 項及び第 3 項省略）

4 第 1 項第 1 号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

（第 5 項から第 8 項まで省略）

（準用）

第 149 条 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条及び第 87 条の 2 から第 94 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第

32 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び 第 5 項から第 8 項まで の規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第 9 項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 11 項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 149 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第 149 条の 4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス基準条例第 12 条第 1 項の指定通所リハビリテーション事業者をいう。第 150 条第 1 号において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基

準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準条例第 124 条第 1 項の指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下この章において同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項の介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第 29 項の介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に当該指定通所リハビリテーション事業所を利用する者用に確保されている食堂（指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準条例第 123 条の指定通所リハビリテーションをいう。以下この章において同じ。）に供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第 150 条第 2 号において同じ。）を指定通所リハビリテーションを利用する者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を利用する者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションを利用する者の数を指定通所リハビリテーションを利用する者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所（共

共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行うものを除く。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第 149 条の 5 （本文省略）
第 149 条の 4
（準用）

第 149 条の 6 第 10 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 29 条
第 149 条の 5、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 142 条及び前節（第 149 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 149 条の 6
第 149 条の 5において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 6
第 149 条の 5において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 149 条の 6
第 149 条の 5において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 149 条の 6
第 149 条の 5において準用す

る第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 149 条の 6」において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 149 条の 6」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第 150 条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第 150 条の 3 の病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを利用する者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業員数の従業員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを利用する者の数を指定

通所介護等 又は指定通所リハビリテーション を利用する者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等 又は当該指定通所リハビリテーション事業所 として必要とされる数以上であること。

（第 4 号省略）

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第 150 条の 3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が、3 平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及びア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が 10 人以下の場合 専ら当該病院等基準該当

自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1人以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条第1項、第2項及び第5項から第8項まで第4項から第7項まで

の規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 9 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 11 項同条第 10 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

（準用）

第 159 条の 5 第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 81 条、第 87 条の 2 から第 94 条まで、第 147 条、第 148 条、第 152 条及び前節（第 159 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 157 条第 1 項から第 4 項まで」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 159 条の 5 において準用する第 157 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、第 60 条（第 3 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と

、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 158 条第 2 項第 1 号中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と、「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「共生型自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 159 条の 5」と読み替えるものとする。

（準用）

第 172 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び 第 5 項から第 8 項まで 第 4 項から第 7 項まで の規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 9 項 同条第 8 項 中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 11 項 同条第 10 項 中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「

療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 172 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 172 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（準用）

第 185 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条から第 62 条まで、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条、第 88 条から第 90 条まで、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条、第 147 条及び第 171 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条の 2」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 185 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「

訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と読み替えるものとする。

（工賃の支払等）

第189条（第1項から第3項まで省略）

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県市長に報告しなければならない。

（準用）

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指

定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 190 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 190 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 190 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項の工賃」とあるのは「第 189 条第 1 項の工賃」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 190 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで

、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第192条の運営規程」と、第146条第2項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第30条第3項第2号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービ

スに要した費用の額)」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項の工賃」とあるのは「第 193 条第 1 項の工賃」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第 194 条の 6 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第 194 条の 7 指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間において平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センタ
ーでなければならない。

(準用)

第 194 条の 12 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条及び第 68 条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。
この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第

194条の10」と、第16条、第24条第1項及び第30条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（第1号省略）

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる 場合の 利用者の数の 区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数が30人以下 1人以上 る利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて 30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(ア) 利用者の数が30人以下 1人以上

(イ) 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（第2項省略）

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者

の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成
24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談
支援基準」という。）第2条第3項の指定地域移行支援事業者
をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事
業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号の
指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一
体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第
3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同
条第2項の相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2
号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことがで
きる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地
域相談支援基準第39条第3項の指定地域定着支援事業者をいう
。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指
定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号の指定地
域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に
運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条に
おいて準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該
事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定によ
り置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

$\frac{5}{3}$ （本文省略）

$\frac{6}{4}$ （本文省略）

（実施主体）

第 194 条の 17 削除
指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービ

ス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、規則第 25 条第 6 号の宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問等による支援）

第 194 条の 18 指定自立生活援助事業者は、定期的に
おおむね週に 1 回以
上、又はテレビ電話装置
等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第 194 条の 20 第 10 条から第 24 条まで、第 30 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 42 条まで、第 59 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 194 条の 6、第 194 条の 10 及び第 194 条の 11 の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 194 条の 20 において準用する第 194 条の 10」と、第 16 条、第 24 条第 1 項及び第 30 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 59 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 60 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項から第 8 項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第 9 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「

6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 11 項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第 194 条の 6 第 1 項中「第 194 条の 6 中第 194 条の 12」とあるのは「第 194 条の 20」と、第 194 条の 11 第 2 項各号中「次条」とあるのは「第 194 条の 20」と読み替えるものとする。

第 195 条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは又は食事は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第 198 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

（第 4 項省略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

第 198 条の 5 (第 1 項省略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

(サービス管理責任者の責務)

第 198 条の 6 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 198 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 200 条の 14 において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告すると

ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(協力医療機関等)

第 200 条の 4 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 17 項の第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第 7 項の新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項の指定感染症又は同条第 9 項の新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わな

なければならない。

(準用)

第 200 条の 5 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、~~第 76 条~~、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 199 条の 3」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 198 条の 4 第 2 項」と、第 60 条（第 3 項、~~第 4 項及び第 10 項~~及び第 9 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 200 条の 5 において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 200 条の 5」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 199 条の 3 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び同条第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「

支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第 200 条の 6 第 1 節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第 200 条の 7 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活

上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)
(協議の場の設置等)

第 200 条の 14 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第 2 項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第 89 条の 3 第 1 項の協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第 2 項の実施状況等規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

$\frac{7}{2}$ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第 201 条 第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条から第 18 条まで、第 21 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 55 条、第 60 条、第 62 条、第 68 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 90 条、第 92 条、第 94 条、第 157 条の 2、第 198 条の 2 から第 198 条の 6 まで及び第 199 条の 3 から第 200 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 201 条において準用する第 199 条の 3」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 198 条の 4 第 1 項」と、第 24 条第 1 項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 201 条において準用する第 198 条の 4 第 2

項」と、第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「運営規程」とあるのは「第201条において準用する第199条の3の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び第201条において準用する第200条の4第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第198条の5第1項中「第200条の5」とあるのは「第201条」と、「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第2項中「共同生活援助計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第198条の6第1項中「第200条の5」とあるの

は「第 201 条」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第 201 条の 2 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第 201 条の 12 において読み替えて準用する第 60 条の外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この条、次条及び第 201 条の 8 において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（以下「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第 201 条の 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の

身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、~~第76条~~、第77条、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条（第3項、第4項及び第10項~~及び第9項~~を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「

訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 201 条の 9 の運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 1 項の協力医療機関及び第 201 条の 12 において準用する第 200 条の 4 第 2 項の協力歯科医療機関」と、第 157 条の 2 第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第 198 条の 5 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条の 12」と、「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第 3 項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第 198 条の 6 第 1 項中「第 200 条の 5」とあるのは「第 201 条の 12」と、第 199 条第 3 項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第 202 条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就

労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条第1項の指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下この章において「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち省令の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任

者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(電磁的記録等)

第 206 条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 11 条第 1 項（同条第 4 項、第 44 条、第 44 条の 5、第 49 条、第 95 条、第 95 条の 6、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 6、第 159 条、第 159 条の 5、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12 及び第 194 条の 20 において準用する場合を含む。）、第 15 条（第 44 条、第 44 条の 5、第 49 条、第 78 条、第 95 条、第 95 条の 6、第 110 条、第 110 条の 5、第 123 条、第 149 条、第 149 条の 6、第 149 条の 5、第 159 条、第 159 条の 5、第 172 条、第 185 条、第 190 条、第 194 条、第 194 条の 12、第 194 条の 20、第 200 条の 5、第 201 条及び第 201 条の 12 において準用する場合を含む。）、第 54 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 104 条第 1 項（第 110 条の 5 において準用する場合を含む。）、第 198 条の 3 第 1 項（第 201 条及び第 201 条の 12 において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)により行うことができる。

(第2項省略)

附 則

(第1項省略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、又は作業療法士第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、同条第3項の指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(第1号、第2号及び第3項から第5項まで省略)

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

- 6 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和9年3月31日までの間、令和6年3月31日当該利用者について、第199条第3項及び第200条の12第4項

の規定は、適用しない。

- 7 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第 1 条第 5 号の区分 4、同条第 6 号の区分 5 又は同条第 7 号の区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。第 1 号及び第 2 号において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者について、第 199 条第 3 項及び第 200 条の 12 第 4 項の規定は、適用しない。

（第 1 号、第 2 号及び第 8 項から第 13 項まで省略）

第 2 条 関係

目次

（第 1 章から第 10 章まで省略）

第 10 章の 2 就労選択支援

第 1 節 基本方針（第 161 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 161 条の 3・第 161 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 161 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 161 条の 6—第 161 条の 9）

（第 11 章から第 17 章まで及び附則省略）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

- 第 3 条 指定障害福祉サービス事業者（第 4 章、第 5 章、第 9 章及び第 9 章、第 10 章及び第 11 章から第 14 章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を

踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

（第2項から第4項まで省略）

（居宅介護計画の作成）

第27条 （第1項省略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項の指定計画相談支援をいう。第171条の2において同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に交付しなければならない。

第10章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整

理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 161 条の 3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この条において「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条において同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第 161 条の 4 第 52 条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 3 節 設備に関する基準

第 161 条の 5 第 83 条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第 4 節 運営に関する基準

（実施主体）

第 161 条の 6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第 161 条の 7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

- 第 161 条の 8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 指定就労選択支援事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

- 第 161 条の 9 第 10 条から第 21 条まで、第 24 条、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 59 条、第 62 条、第 68 条、第 70 条から第 72 条まで、第 76 条、第 77 条（第 2 項第 1 号を除く。）、第 86 条、第 87 条、第 88 条から第 94 条まで、第 146 条及び第 157 条の 2 の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 161 条の 9 において準用する第 91 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただ

し書中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第 185 条 第 10 条 から第 18 条 まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 34 条 の 2、第 36 条 の 2 から第 42 条 まで、第 59 条 から第 62 条 まで、第 68 条、第 70 条 から第 72 条 まで、第 76 条、第 77 条、第 88 条 から第 90 条 まで、第 92 条 から第 94 条 まで、第 146 条、第 147 条 及び 第 171 条 の 2 / 第 171 条 の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条 第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 184 条 の 2」と、第 16 条 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第 21 条 第 2 項 ただし書中「次条 第 1 項」とあるのは「第 185 条 において準用する第 146 条 第 1 項」と、第 24 条 第 1 項 中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条 第 2 項 中「第 22 条 第 2 項」とあるのは「第 185 条 において準用する第 146 条 第 2 項」と、第 59 条 第 1 項 及び第 60 条 (第 3 項、第 4 項 及び第 10 項 を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 77 条 第 2 項 第 1 号 中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項 第 2 号 中「第 55 条 第 1 項」とあるのは「第 185 条 において準用する第 20 条 第 1 項」と、同項 第 3 号 中「第 67 条」とあるのは「第 185 条 において準用する第 90 条」と、同項 第 4 号 から第 6 号 までの規定中「次条」とあるのは「第 185 条」と、第 90 条 第 2 号 中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第 94 条 第 1 項 中「運営規程」とあるのは「第 184 条 の 2 の運営規程」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条、第171条の2、第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第3項、第4項及び第10項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第180条第6項中「賃金及び第3項の工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計

画」と読み替えるものとする。

(準用)

第 194 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 24 条（第 1 項を除く。）、第 29 条、第 34 条の 2、第 36 条の 2 から第 42 条まで、第 52 条、第 59 条から第 62 条まで、第 70 条、第 72 条、第 76 条、第 77 条、第 86 条、第 89 条、第 90 条、第 92 条から第 94 条まで、第 146 条（第 1 項を除く。）、第 147 条、第 171 条の 2、第 180 条第 6 項、第 181 条から第 183 条まで及び第 186 条の規定は、基準該当就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 192 条」と、第 16 条中「介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 21 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項及び第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 146 条第 2 項」と、第 59 条第 1 項及び第 60 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、第 77 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 55 条第 1 項」とあるのは「第 194 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 67 条」とあるのは「第 194 条において準用する第 90 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 194 条」と、第 90 条第 2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第 94 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 192 条の運

営規程」と、第 146 条第 2 項中「指定障害福祉サービス等費用基準額」とあるのは「基準該当障害福祉サービスにつき法第 30 条第 3 項第 2 号の主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 5 項中「第 1 項から第 3 項まで」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 180 条第 6 項中「賃金及び第 3 項の工賃」とあるのは「第 193 条第 1 項の工賃」と、第 181 条第 1 項中「第 185 条」とあるのは「第 194 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現行

）

（指定障害者支援施設等の一般原則）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等

以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

$\frac{6}{4}$ (本文省略)

(従業者の員数)

第 5 条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 省略)

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び (b) に掲げる数を合計した数以上とする。

((a)、(b) 及び b 省略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、

当該訓練を行うために必要な数とする。

(d 、 (ウ) 及びイ省略)

ウ ア(イ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
又は作業療法士を確保する
ことが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営
むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を
有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことが
できる。

(エ及びオ省略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第
19 号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自
立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びそ
の員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び
又は作業療法士
生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及
又は作業療法士
び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を
6 で除した数以上とする。

(b 省略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1 人
又は作業療法士
以上とする。

(d 、 (イ) 及びイ省略)

ウ ア(7)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
又は作業療法士を確保する
ことが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営

むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(エからカまで、第 3 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第 26 条 (第 1 項省略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (本文省略)

4 (本文省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第 27 条 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第 28 条の 3 第 1 項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定すること
に困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当
該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握し
なければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係
る会議 (利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等
の提供に当たる担当者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)
を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機
器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことが
できるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向
等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サー
ビス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

$\frac{7}{6}$ サービス管理責任者は、第5項
第4項に規定する施設障害福祉サービ
ス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し
、文書により利用者の同意を得なければならない。

$\frac{8}{7}$ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した
際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者
に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定
計画相談支援をいう。)を行う者に交付しなければならない。

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

$\frac{10}{9}$ (本文省略)

$\frac{11}{10}$ 第2項から第8項
第7項までの規定は、第9項
第8項に規定する施設障害福
祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第 28 条 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 28 条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(工賃の支払等)

第33条 (第1項から第3項まで省略)

び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(第 5 項から第 7 項まで省略)

(地域との連携等)

第 58 条 削除
指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

附 則

(第 1 項省略)

(経過指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)

2 当分の間、第 1 号ア(7)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、規則附則第 1 条の 2 に規定するものに対する就労継続支援 A 型若しくは就労継続支援 B 型又は第 6 号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は、第 5 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士、作業療法士又は作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、同号ア(1)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。

(ア、イ、第 2 号から第 6 号まで及び第 3 項から第 44 項まで

省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

第 4 条 関係

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練 (機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。)) 第 6 条の 6 第 1 号の自立訓練 (機能訓練) をいう。以下同じ。) の事業、自立訓練 (生活訓練) (同条第 2 号の自立訓練 (生活訓練) をいう。以下同じ。) の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型 (規則第 6 条の 10 第 1 号の就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。) の事業及び就労継続支援 B 型 (同条第 2 号の就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。) の事業並びに児童発達支援 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 16 号) 第 6 条の 2 の 2 第 2 項の児童発達支援をいう。) の事業、医療型児童発達支援 (同条第 3 項の医療型児童発達支援をいう。)、放課後等デイサービス (同条第 3 項の放課後等デイサービスをいう。)、同条第 4 項の居宅訪問型児童発達支援 (同条第 4 項の居宅訪問型児童発達支援をいう。) の事業、同条第 5 項

業及び保育所等訪問支援（同条第5項の保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（療養介護の取扱方針）

第16条（第1項省略）

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

（療養介護計画の作成等）

第17条（第1項省略）

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議 (利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。) を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

$\frac{7}{6}$ サービス管理責任者は、第 5 項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

$\frac{8}{7}$ サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援 (法第 51 条の 17 第 2 項の指定計画相談支援をいう。) 又は指定障害児相談支援 (児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項の指定障害児相談支援をいう。) を行う者に交付しなければならない。

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

$\frac{10}{9}$ (本文省略)

$\frac{11}{10}$ 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項の療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第 18 条 (第 1 項省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定す

ることに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分(省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に依り、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)から(ウ)まで及びイ省略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数とする。

(エ、第4号、第2項及び第3項省略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことが

できる。

(第 5 項から第 8 項まで省略)

(準用)

第 50 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 32 条の 2 までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条 (第 3 項、第 4 項及び第 10 項及び第 9 項を除く。) 中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第 52 条 自立訓練 (機能訓練) の事業を行う者 (以下「自立訓練 (機能訓練) 事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「自立訓練 (機能訓練) 事業所」という。) に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練 (機能訓練) 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とする。

(イ省略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練 (機能訓練) 事業所ごとに 1 人以上とする。

(エ、第 3 号、第 2 項及び第 3 項省略)

- 4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(第5項から第9項まで省略)

(地域生活への移行のための支援)

- 第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条第63条の2の就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

(第2項省略)

(準用)

- 第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第17条第1項、第2項及び第5項から第8項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第11項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と読み替えるものとする。

(準 用)

第 60 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 36 条まで、第 40 条、第 41 条、第 44 条の 2 から第 49 条まで、第 53 条及び第 54 条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号及び第 16 条第 1 項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 17 条第 1 項、第 2 項及び 第 5 項から第 8 項まで の規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 9 項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第 8 項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「6 月」とあるのは「3 月」と、同条第 11 項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第 40 条第 2 項中「6 人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については 6 人以上、宿泊型自立訓練については 10 人以上」と読み替えるものとする。

(規 模)

第 61 条の 2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職 員 の 配 置 の 基 準)

第 63 条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(第1号から第4号まで及び第2項から第6項まで省略)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号及び第16条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項、第2項及び第5項から第8項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第11項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条（第3項、第4項及び第10項を除く。及び第9項）中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第

26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条、第 71 条、第 73 条から第 75 条まで及び第 80 条から第 82 条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項、~~第 4 項及び第 10 項~~^{第 9 項}を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 80 条第 1 項中「第 84 条」とあるのは「第 87 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第 88 条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、多機能型による自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、多機能型による自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、多機能型による就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、多機能型による就労継続支援 A 型事業所（以下「多機能型就労継続支援 A 型事業所」という。）及び多機能型による就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「多機能型就労継続支援 B 型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 61 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第 5 条の指定児童発達支援の事業、~~指定通所支援基準条例第 62 条の指定医療~~

型児童発達支援の事業又は指定通所支援基準条例第72条の指定放課後等デイサービスの事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては当該多機能型児童発達支援事業等を行う事業所の利用定員を含み、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、第37条（第55条、第69条及び第87条において準用する場合を含む。）、第57条及び第72条の規定にかかわらず、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

（第1号から第3号まで、第2項及び第3項省略）

附 則

（第1項省略）

（生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置）

- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士^一又作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、同条第3項の生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

（第1号、第2号及び第3項から第7項まで省略）

第5条関係

目次

（第1章から第5章まで省略）

第5章の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）

（第6章から第10章まで及び附則省略）

(障害福祉サービス事業者の一般原則等)

第 3 条 障害福祉サービス事業を行う者 (以下「障害福祉サービス事業者」という。) (次章から 第 5 章まで及び第 6 章から第 8 章までに掲げる事業を行うものに限る。) は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画 (以下「個別支援計画」という。) を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(療養介護計画の作成等)

第 17 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援 (法第 51 条の 17 第 2 項の指定計画相談支援をいう。 第 68 条の 2において同じ。) 又は指定障害児相談支援 (児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項の指定障害児相談支援をいう。) を行う者 (第 60 条の 6において「指定特定相談支援事業者等」と総称する。) に交付しなければならない。

第 5 章の 2 就労選択支援

(基本方針)

第 60 条の 2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提

供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第 60 条の 3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第 60 条の 4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として省令の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。第 4 項において同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上

2 前項第 2 号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする

- 。—
- 4 就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

- 第 60 条の 5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

- 第 60 条の 6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり

、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

- 第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

- 第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項の療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と

読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第 68 条の 2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

(準用)

第 84 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 41 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条及び第 68 条の 2の規定は、就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援 A 型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第 87 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条から第 49 条まで、第 53 条、第 68 条の 2、第 71 条、第 73 条から第 75 条まで及び第 80 条から第 82 条までの規定は、就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項第 1 号、第 16 条第 1 項及び第 17 条（第 3 項、第 4 項及び第 10 項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 80 条第 1 項中「第 84 条」とあるのは「第 87 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条
例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（障害者支援施設の一般原則等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

$\frac{6}{4}$ （本文省略）

$\frac{7}{5}$ （本文省略）

（職員の配置の基準）

第 11 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 省略)

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び又は作業療法士

及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び又は作業療法士

及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a) 及び(b) に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)、(b) 及び b 省略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者

に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(d、(ウ) 及びイ省略)

ウ ア(イ) の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保する

ことが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(エ及びオ省略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその

員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び
又は作業療法士

生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及
又は作業療法士

び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を
6 で除した数以上とする。

(b 省略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1 人
又は作業療法士

以上とする。

(d、(イ)及びイ省略)

ウ ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保する
又は作業療法士

ことが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営
むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を
有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことが
できる。

(エからカまで、第 4 号から第 7 号まで及び第 2 項から第 4
項まで省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第 18 条 (第 1 項省略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を
営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう
努めなければならない。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (第1項省略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

$\frac{6}{5}$ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サー

ビス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

$\frac{7}{6}$ サービス管理責任者は、第 5 項
第 4 項に規定する施設障害福祉サービス
計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し
、文書により利用者の同意を得なければならない。

$\frac{8}{7}$ サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した
際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者
に対して指定計画相談支援（法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定
計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

$\frac{10}{9}$ （本文省略）

$\frac{11}{10}$ 第 2 項から第 8 項
第 7 項までの規定は、第 9 項
第 8 項に規定する施設障害福
祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第 20 条 （第 1 項省略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自
己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定するこ
とに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が
行われるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第 20 条の 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当
たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては
、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービ
スについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成さ

れる協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認

等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第40条 (第1項及び第2項省略)

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(地域との連携等)

- 第44条 削除
障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

附 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

(経過 的 障 害 者 支 援 施 設 に 置 く べ き 職 員 の 員 数)

- 3 経過 的 障 害 者 支 援 施 設 に 置 く べ き 職 員 及 び そ の 員 数 は 、 第 11 条
の 規 定 に か か わ ら ず 、 次 の と お り と す る 。

(第 1 号省略)

- (2) 生活介護を行う場合 第 11 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 職 員 及
び そ の 員 数 と す る 。 た だ し 、 看 護 職 員 、 理 学 療 法 士 、 作 業 療 法
士 又 は 言 語 聴 覚 士 又 は 作 業 療
法 士 及 び 生 活 支 援 員 の 総 数 は 、 同 号 ア (イ) の 規 定 に
か か わ ら ず 、 生 活 介 護 の 単 位 ご と に 、 常 勤 換 算 方 法 で 、 次 の ア
及 び イ に 掲 げ る 数 を 合 計 し た 数 以 上 と す る 。

(ア、イ、第 3 号から第 7 号まで及び第 4 項から第 41 項まで
省略)